

山口県養護教諭会会則

第 1 章 総 則

- 第1条 本会は山口県養護教諭会と称する。
第2条 本会は山口県内の学校に勤務する、養護教諭及び養護関係職員をもって組織する。
第3条 本会の事務局は会長の勤務校に置く。

第 2 章 目的および事業

- 第4条 本会は養護教諭の資質の向上を図り、学校保健の推進に寄与することを目的とする。
第5条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。
(1) 養護教諭の職務についての研究調査
(2) 研究会等の開催
(3) その他、本会の目的達成に必要な事業

第 3 章 役 員

- 第6条 本会に次の役員をおく。
会長 1名 副会長 3名
理事 支部1名(ただし地域性や会員数を考慮し、理事数を変更することができる。)
監事 2名 会計 1名 庶務 1名
第7条 役員の仕事は、次のとおりとする。
(1) 会長は本会を代表し、本会の業務を執行する。
(2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代行する。
(3) 理事は理事会の会務を執行する。
(4) 監事は本会の会計を監査する。
(5) 会計は本会の会計業務を処理する。
(6) 庶務は本会の庶務業務を行う。
第8条 役員は選出は次による。
(1) 会長、副会長は、選挙により選出する。
(2) 理事は各支部より選出する。
(3) 監事、会計、庶務は、会長が委嘱する。
第9条 役員は任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠役員は前任者の残任期間とする。

第 4 章 会 議

- 第10条 会議は総会および理事会とし、会長が招集する。
第11条 総会は年1回開き、次の事項を議決する。ただし、理事会において、これにあてることができる。
(1) 会長、副会長の選出
(2) 事業計画、並びに予算、決算に関する事項
(3) 会則の変更に関する事項
(4) その他、必要と認める事項

第 5 章 会 計

- 第12条 本会の事業運営に要する経費は会費および寄付その他の収入をもってあてる。
第13条 会員は4,000円の会費を毎年6月末日までに、納入するものとする。
第14条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

付 則

本会は昭和25年4月1日より施行する。
昭和30年4月一部改正 昭和37年4月一部改正 昭和41年4月一部改正
昭和43年4月一部改正 昭和46年4月一部改正 昭和49年4月一部改正
昭和52年4月一部改正 昭和55年4月一部改正 昭和57年4月一部改正
昭和59年4月一部改正 平成3年4月一部改正 平成19年4月一部改正
平成21年4月一部改正 平成23年4月一部改正

細 則

- 第1条 旅費の支給は次による。
(1) 会務のため出張した役員および、会が招へいた講師、指導者には、旅費を支給する。

付 則

この細則は、昭和55年4月1日より施行する。
昭和59年4月一部改正 平成3年4月一部改正 平成19年4月一部改正

記録事項

- 1 役員(会長・副会長・会計・庶務・監事・理事)については一校一名とする。